令和3年第3回松山市教育委員会臨時会

### (西村事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

#### (一同)

お願いします。

## (西村事務局次長)

ご着席ください。

#### (教育長)

ただいまから、令和3年第3回松山市教育委員 会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に白石委員を指名いたします。

それでは早速、議事に移ります。

日程第1 議案第3号「松山市教育委員会事務 局職務権限規則の一部改正について」を議題とい たします。

西村事務局次長から説明を求めます。

#### (西村事務局次長)

生涯学習政策課でございます。

よろしくお願いします。

当日配布分の資料の1ページをお願いいたしま す

議案第3号「松山市教育委員会事務局職務権限 規則の一部改正について」ご説明いたします。

教育委員会事務局において、令和3年度の組織 改正はございませんが、本市上下水道事業の統合 に伴い、市長部局の職務権限規則の改正が行われ ます。

この改正に伴い、教育委員会事務局の職務権限 規則の一部を改正する必要が生じたことから、今 回提出させていただいたものです。

具体的には、松山市職務権限規則の中で、会計処理の「専決及び合議区分」について、別表第1で公共下水道事業以外を、別表第2で公共下水道事業に関するものを定めておりましたが、今回の上下水道事業の統合に伴い、別表第2が削除され、別表第1が別表に改められます。

教育委員会事務局の職務権限規則では、第7条で、事務局次長の共通専決事項として、「松山市職務権限規則別表第1に掲げる事項を専決する」とされておりますので、この別表第1を別表に改めるものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

### (教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見はありませんでしょうか。

#### (一同)

なし

#### (教育長)

それでは、議案第3号「松山市教育委員会事務 局職務権限規則の一部改正について」を原案どお り決定することにご異議ございませんか。

#### (一同)

異議なし

## (教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第2 議案第4号「松山市教育委員 会公印規則の一部改正について」を議題といたし ます。

西村事務局次長から説明を求めます。

### (西村事務局次長)

引き続き、生涯学習政策課でございます。

当日配布資料の3ページをお願いいたします。

議案第4号「松山市教育委員会公印規則の一部 改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、条例で設置されてる審議会の公 印について、適正管理を行うための規定を整備す るため提出させていただいたものです。

これまで、審議会の公印は、市長部局も含め、 全庁的に、規則に掲載されているもの、されてい ないものとが混在しておりましたが、今回、統一 的に適正な管理を図るべく、公印規則に登録する ための改正をさせていただきたいと考えております。

なお、教育委員会で管理する審議会印について は、お手元の資料のとおり「松山市文化財保護審 議会長之印」の1件となっており、これを公印規 則の別表第2に加えることとしています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## (教育長)

以上で説明は終わりました。よろしいでしょうか。

(一同)

なし

#### (教育長)

それでは、議案第4号「松山市教育委員会公印 規則の一部改正について」を原案どおり決定する ことにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

# (教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第3 議案第5号「松山市教育委員 会規則で定める様式の押印の取扱いに関する規則 の制定について」を議題といたします。

西村事務局次長から説明を求めます。

## (西村事務局次長)

引き続き、生涯学習政策課でございます。

当日配布資料の5ページをお願いいたします。

議案第5号「松山市教育委員会規則で定める様式の押印の取扱いに関する規則について」ご説明いたします。

本市では、市民の利便性を高め、行政のデジタル化を推し進めるため、市への申請や届出など行政手続の押印を見直すこととしており、今回、提出させていただきました規則案は、押印の見直しを図るうえでの特例規則となっておりまして、教育委員会規則で定める申請書等の様式について、

団と掲載されるなど、様式上押印を求める形式となっているものについて、押印を省略できることとするものです。

なお、その対象となる様式については、教育長が別に定めることとし、6ページにお示ししており、この一覧に掲載する様式については、申請者等の押印を求める形式となっておりますが、押印を省略して申請していただけるようになります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします

#### (教育長)

以上で説明は終わりました。 ご意見等ございませんか。

(一同)

なし

#### (教育長)

それでは、議案第5号「松山市教育委員会規則 で定める様式の押印の取扱いに関する規則の制定 について」を原案どおり決定することにご異議ご ざいませんか。

(一同)

異議なし

#### (教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第4 議案第6号「公民館長・館長 補佐の任命について」を議題といたします。

池田地域学習振興課長から説明を求めます。

#### (池田課長)

地域学習振興課の池田です。

よろしくお願いします。

お手元の資料の1ページをお願いします。

議案第6号「公民館長・館長補佐の任命について」ご説明申し上げます。

社会教育法第28条第1項及び松山市公民館運営 内規第4条第1号により、市内41公民館の館長及 び館長補佐は、教育委員会が任命します。

来たる令和3年3月31日をもって任期が満了す

るため、新たに、公民館長及び館長補佐を任命するものです。

今回、任命しようとする公民館長及び館長補佐ですが、館長は山下武則さん他40名で、うち新任が8名、館長補佐は白井一夫さん他41名で、うち新任が9名です。

任期は、令和3年4月1日から令和4年3月 31日までとなっています。

お手元の資料 2ページと 3ページをお願いいたします。

今回、任命を予定している公民館長・館長補佐 の名簿で、公民館ごとに、上段が館長、下段が館 長補佐となっています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### (教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

# (教育長)

それでは、議案第6号「公民館長・館長補佐の 任命について」を原案どおり決定することにご異 議ございませんか。

(一同)

異議なし

### (教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第5 議案第7号「公民館運営審議 会委員の委嘱について」を議題といたします。

池田地域学習振興課長から説明を求めます。

## (池田課長)

引き続きまして、地域学習振興課です。

よろしくお願いいたします。

お手元の資料5ページをお願いいたします。

議案第7号「公民館運営審議会委員の委嘱につ

いて」ご説明申し上げます。

各公民館の事業計画や管理運営等を審議する公 民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条 第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号に より、教育委員会が委嘱することとなっていま す。

来たる令和3年3月31日で2年の任期が満了するため、新たに450名の委員を委嘱するものです。

任期は、令和3年4月1日から令和5年3月 31日までとなっています。

お手元の資料6ページから18ページが公民館運 営審議会委員の名簿です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### (教育長)

以上で説明は終わりました。よろしいでしょうか。

(一同)

なし

### (教育長)

それでは、採決をいたします。

議案第7号「公民館運営審議会委員の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

### (教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第6 議案第8号「松山市招致外国 青年任用規則の一部改正について」を議題といた します。

横江学校教育課長から説明を求めます。

## (横江課長)

学校教育課の横江です。

よろしくお願いいたします。

議案書20ページをお願いいたします。

議案第8号「松山市招致外国青年任用規則の一 部改正について」ご説明いたします。

今回の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国語指導助手、いわゆるALTの確保が困難な状況であることから、任期が満了予定であるALTを再任用で、必要とする人材を緊急的に確保するため、昨年度に引き続き、任期及び報酬に関する規定の整備を行うものです。

改正の具体的な内容ですが、任期については、前回の改正により、令和2年度に限り、最長6年4箇月までの任用を可能としていたものを、令和3年度に限り、最長7年4箇月までの任用を可能とするとともに、報酬については、現在の規則に規定されている4年目、5年目のALTと同額となる、月額33万円としています。

なお、任期の延長期間と報酬額については、A LTを招致する自治体国際化協会からの通知に沿ったものであり、いずれも妥当なものであると考えています。

また、今回の再任用については、新型コロナウイルス感染症の影響による特例的な措置であることから、対象となるALTについては、令和3年7月1日から同年8月31日までの間に、任期が6年間又は、6年4箇月間となる者に限ります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### (教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございますでしょ うか。

(一同)

なし

#### (教育長)

それでは、採決いたします。

議案第8号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご 異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第7 議案第9号「松山市立小学校 及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区 域に関する規則の一部改正について」を議題とい たします。

横江学校教育課長から説明を求めます。

## (横江課長)

学校教育課の横江です。

引き続いて、よろしくお願いいたします。 議案書24ページをお願いいたします。

議案第9号「松山市立小学校及び中学校の特別 支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の 一部改正について」ご説明いたします。

今回の一部改正は、新年度の特別支援学級の新 設及び廃止に伴い、通学区域の適正化を図るた め、提出するものです。

なお、令和3年度における特別支援学級については、18学級の新設が内定をしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## (教育長)

この件に関し、何かご意見等ございましたら、 お願いいたします。

(一同)

なし

## (教育長)

それでは、採決をいたします。

議案第9号「松山市立小学校及び中学校の特別 支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の 一部改正について」を原案どおり決定することに ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

## (教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第8 議案第10号「松山市奨学生選 考委員会委員の任命について」を議題といたしま す。

横江学校教育課長から説明を求めます。

### (横江課長)

学校教育課の横江です。

引き続き、よろしくお願いいたします。

議案書33ページをお願いいたします。

議案第10号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」ご説明いたします。

本件は、松山市奨学生選考委員会委員について、令和3年3月31日で任期満了となることから、8名の委員のうち、上羽委員、中村委員、西本委員、岡本委員、渡部委員の5名を再任するとともに、新たに、松山市小中学校PTA連合会副会長の室地育子氏を任命しようとするものです。

また、残りの2名については、現在、関係団体へ推薦を依頼していますが、現在ご就任いただいている委員が3月末で退任、退職予定と伺っていますので、それぞれの団体で推薦候補の方が決定した後に、ご推薦をいただき、任命したいと考えております。

なお、任期につきましては、令和3年4月1日 から令和5年3月31日までとなります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

### (教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

#### (教育長)

それでは、採決いたします。

議案第10号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

#### (教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第9 議案第11号「松山市立小中学 校事務の共同処理組織及び運営に関する規則の一 部改正について」を議題といたします。

曽根教職員担当室長から説明を求めます。

#### (曽根室長)

教職員担当室の曽根でございます。

よろしくお願いいたします。

資料36ページをお願いいたします。

議案第11号「松山市立小中学校事務の共同処理 組織及び運営に関する規則の一部改正について」 ご説明をいたします。

本市では、拠点校である小中学校に共同学校事務室の設置や、共同処理できる事務の内容、また、地域長が行う職務など、小中学校での事務を共同処理するための組織や、運営に関する必要な事項について、法律及び政令の定めるところにより、「松山市立小中学校事務の共同処理組織及び運営に関する規則」で定めております。

今回の一部改正は、規則の根拠法令である「地 方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正 に伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料37ページ、新旧対照表の改正前をお願いします。

具体的な内容は、規則の第1条及び第2条第2 号に規定する法第47条の5第1項について、法改 正により、条が繰り上がりましたので、法規定の 第47条の4第1項に改正するものでございます。

なお、施行につきましては、公布日からの施行 になります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### (教育長)

以上で説明は終わりました。 ご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、議案第11号「松山市立小中学校事務の共同処理組織及び運営に関する規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

#### (教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第10 議案第12号「松山市文化財保 護審議会委員の委嘱について」を議題といたしま す。

渡部文化財課長から説明を求めます。

#### (渡部課長)

文化財課の渡部でございます。

よろしくお願いいたします。

38ページをお願いいたします。

議案第12号「松山市文化財保護審議会委員の委嘱について」ご説明をいたします。

文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要事項について、調査審議し、教育委員会に建議するため条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成する審議会でございます。

委員は11名、任期は2年となっており、3月末で任期が満了いたしますので、名簿のとおり令和3年4月1日から5年3月31日の任期で委嘱するものです。

新たな委員は、愛媛県美術館専門学芸員の長井 健氏、愛媛県埋蔵文化財センター調査課長の柴田 圭子氏、愛媛大学アジア古代産業考古学研究セン ター長の村上恭通氏でございます。

他の方々は再任でございます。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## (教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんか。

(一同)

なし

#### (教育長)

それでは、採決いたします。

議案第12号「松山市文化財保護審議会委員の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議 ございませんか。

(一同)

異議なし

#### (教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第11 議案第13号「松山市立子規記 念博物館条例施行規則及び松山市立子規記念博物 館資料取扱規則の一部改正について」を議題とい たします。

河野子規記念博物館長から説明を求めます。

### (河野館長)

子規記念博物館の河野です。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案書41ページをお願いいたします。

議案第13号「松山市立子規記念博物館条例施行規則及び松山市立子規記念博物館資料取扱規則の一部改正について」ご説明をいたします。

今回の規則改正は、市民の利便性の向上や行政 事務の効率化等のため、申請書類等への押印を廃 止するほか、今年度の組織改正にあわせ、所要の 規定の一部改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### (教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

#### (教育長)

それでは、採決をいたします。

議案第13号「松山市立子規記念博物館条例施行規則及び松山市立子規記念博物館資料取扱規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

#### (教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第12 議案第14号「松山市学校給食 共同調理場設置条例施行規則の一部改正につい て」を議題といたします。

植田保健体育課長から説明を求めます。

#### (植田課長)

保健体育課の植田です。

よろしくお願いいたします。

資料58ページをお願いします。

議案第14号「松山市学校給食共同調理場設置条 例施行規則の一部改正について」ご説明します。

本件については、先の定例会にて決定いただきましたとおり、老朽化が著しい興居島学校給食共同調理場を廃止し、令和3年度より、三津浜学校給食共同調理場で調理した給食を興居島小学校、興居島中学校へ配送することに伴い、規定を整備するものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

### (教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

## (教育長)

それでは、採決いたします。

議案第14号「松山市学校給食共同調理場設置条

例施行規則の一部改正について」を原案どおり決 定をすることにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

#### (教育長)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第13 議案第15号「令和3年度学校 医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」を 議題といたします。

植田保健体育課長から説明を求めます。

#### (植田課長)

保健体育課の植田です。

引き続きよろしくお願いします。

当日配布分の7ページをお願いします。

議案第15号「令和3年度学校医・学校歯科医・ 学校薬剤師の委嘱について」ご説明します。

松山市立の幼稚園と小・中学校の学校医、学校 歯科医、学校薬剤師は、年度毎に委嘱しており、 松山市医師会等から推薦された方々を、学校保健 安全法第23条の規定に基づき、新たに委嘱するも のです。

委嘱の期間は、令和3年4月1日から令和4年 3月31日までの1年間となっています。

お名前等は9ページから11ページの一覧表のと おりですが、学校医のうち内科、眼科、耳鼻科、 学校歯科医、学校薬剤師の合計で、配置人数 585名、実人数は395名となっています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### (教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

#### (教育長

それでは、採決をいたします。

議案第15号「令和3年度学校医・学校歯科医・ 学校薬剤師の委嘱について」を原案どおり決定す ることにご異議ございませんか。

#### (一同)

異議なし

### (教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第14 議案第16号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」を議題といたします。

安井教育支援センター事務所長から説明を求めます。

### (安井所長)

教育支援センター事務所の安井です。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の60ページをお願いいたします。

議案第16号「松山市青少年育成支援委員の委嘱 について」ご説明いたします。

今月末の令和3年3月31日付をもって、教職員 や市職員、商店関係者、一般の校区委員で構成さ れる松山市青少年育成支援委員の任期が満了を迎 えます。

うち、一般の校区委員につきまして、資料61ページから63ページに記載のある計238名について、各小・中学校長及び公民館長より委員の推薦がありましたので、松山市教育支援センター条例施行規則第4条の規定により、松山市青少年育成支援委員を委嘱するものです。

任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までです。

なお、教職員など、その他の育成支援委員の委嘱につきましては、令和3年4月以降、改めて提出をさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## (教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

#### (一同)

なし

#### (教育長)

それでは、採決をいたします。

議案第16号「松山市青少年育成支援委員の委嘱 について」を原案どおり決定することにご異議ご ざいませんか。

### (一同)

異議なし

### (教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第15 報告第2号「学校医の退任について」を議題といたします。

植田保健体育課長から説明を求めます。

#### (植田課長)

保健体育課の植田です。

資料65ページをお願いします。

報告第2号「学校医の退任について」ご報告します。

椿小学校の学校医である大塚憲一氏は令和2年 11月24日に、また、姫山小学校の学校医である上 野起氏は令和3年2月17日に、それぞれご逝去さ れたことに伴い退任しましたので、松山市教育委 員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、 ご報告するものです。

以上で説明を終わります。

## (教育長)

以上で説明は終わりましたが、よろしいでしょ うか。

#### (一同)

なし

### (教育長)

それでは、報告第2号「学校医の退任について」ご異議ございませんか。

#### (一同)

#### 異議なし

### (教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第16 説明事項「松山市指定文化財 の指定解除について」を議題といたします。

渡部文化財課長から説明を求めます。

#### (渡部課長)

文化財課の渡部でございます。

67ページをお願いいたします。

「松山市指定文化財の指定解除について」ご説明いたします。

松山市指定の有形文化財「松山神社社殿」が令和3年2月24日、愛媛県の有形文化財に指定されたので、松山市文化財保護条例の規定に基づき、市の指定を解除したものです。

69ページをお願いいたします。

松山神社は祝谷東町に在り、松山城の北東に位置し、幕末の元治2年、1865年に伊予松山藩が造営した東照宮社殿で、往時の社殿群がほぼ完存しており、本殿・石の間・拝殿を連結した複合社殿の権現造で、良質の檜を使用し、他の東照宮が彩色を加える中であって、一切の彩色を加えない白木造りです。

建築技術的にも柱数を少なくして、豪放な架構で建てる江戸時代後期の高い水準を良く示しており、日本の伝統的社寺建築の一つの到達点を表すものとして重要な価値があり、現在、全国の神社で、江戸時代の造営時のほぼ全社殿が残っている例は極めて少なく、江戸時代の有力な社寺の境内景観を知る上で重要な物です。

権現造の東照宮社殿として全国的にも重要で、 江戸時代末期の愛媛県の社寺建築の特色や建築技 術の高さを示し、高く評価され、県の有形文化財 に指定をされたものでございます。

説明は以上でございます。

#### (教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんで しょうか。

(一同)

なし

#### (教育長)

それでは、日程第17 説明事項「教育委員会事務局の人事異動について」を議題といたします。 西村事務局次長から説明を求めます。

(西村事務局次長)

本日、4月1日付の人事異動内示がございましたので、教育委員会事務局の課長級以上の人事異動についてご説明します。

当日配布資料の最後の24ページをお願いします。

まず、退職及び解派遣者についてですが、1行目の矢野博朗教育委員会事務局長が今年度をもって定年退職となります。

また、3行目の竹内圭一郎学校教育課管理指導 監が、解派遣となり、湯山中学校の校長として、 転任します。

少し前に戻りまして、14ページをお願いいたします。

教育委員会事務局の異動についてですが、まず、井出修敏保健福祉部副部長(子ども・子育て担当)兼松山市福祉事務所次長が昇任・転入し教育委員会事務局長を務めます。

次に、1行下の重松一禎教育委員会事務局次長 が総合政策部デジタル化推進官へ転任します。

次に、2行下の教育委員会事務局次長兼生涯学 習政策課長の私、西村秀典が解兼務となり教育委 員会事務局次長へ、その後任として、横山憲文書 法制課長が昇任し事務局次長兼生涯学習政策課長 を務めます。

また、横江茂樹学校教育課長が内部昇任し事務 局次長兼学校教育課長を務め、加地寿徳中央図書 館事務所長が選挙管理委員会事務局長へ昇任・転 任いたします。

続きまして、課長級の異動についてですが、1 行下、中村尚志学校教育課主幹が昇任し納税課長へ、4行下、渡部浩典文化財課長が健康づくり推 進課長へ、2行下の井手一成学習施設課専任課長 が道後温泉事務所専任課長へ、井上和豊学校教育 課主幹が昇任し学校教育課管理指導監へ、村上裕 子石井幼稚園教頭が三津浜幼稚園教頭へ、岡小百 合坂本幼稚園教頭が荏原幼稚園教頭へ、山内敏裕 公共建築課主幹が昇任し学習施設課専任課長へ、

二宮仁志清掃施設課長が文化財課長へ、芳野昌宏

観光・国際交流課国際交流担当課長が子規記念博物館長へ、津田慎吾三津浜図書館長が中央図書館 長へ、向山昭彦まちづくり推進課地域振興担当課 長が中央図書館事務所長へ、河野直充子規記念博物館長が議会事務局議事調査課長へ、それぞれ転任となります。

次に、教育委員会の事務を補助執行しております保健福祉部の関係職員の異動についてです。

資料の24ページにお戻りください。

2行目ですが、岡田春美子ども総合相談センター事務所長が今年度を持って定年退職となります。

続きまして14ページをお願いします。

3行目ですが、重谷治坂の上の雲まちづくり部 副部長が保健福祉部副部長(子ども・子育て担 当)兼松山市福祉事務所次長兼子ども総合相談センター事務所長へ転任、6行下、川崎俊彦保育・幼稚園課長がタウンミーティング課長へ、高田美紀子ども総合相談センター事務所主幹が昇任し子ども総合相談センター事務所専任課長へ、好光慎吾資産税課長が保育・幼稚園課長へ、2行下の山口美晴子ども総合相談センター事務所専任課長が健康づくり推進課保健センター南部分室長へ、転任します。

以上、課長級以上の異動を説明いたしましたが、教育委員会事務局全体の人事異動については、お手元の名簿で確認していただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

## (教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

# (一同)

なし

## (教育長)

本日予定の日程は以上となりますが、委員の 方々から何かご意見等、質問等はございませんで しょうか。

#### (一同)

なし

# (教育長)

以上をもちまして、本日予定の日程は全て終了 いたしました。

これにて令和3年第3回臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

## (西村事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

#### (一同)

ありがとうございました。